

どうする？うちの空き家



2026年
保存版



大館市 空き家の手引き



株式会社サイネックス



—— 明日の未来に  創造と豊かさを ——

藤和建設株式会社

営業種目

土木工事／建築工事／舗装工事／管工事／鋼構造物工事／内装仕上工事／防水工事／水道施設工事
 屋根工事／とび・土工事／塗装工事／大工工事／石工事／造園工事／建造物解体工事
 クレーン事業／貨物運送事業／除雪事業／機材事業／発電事業／アグリ事業

見積り
無料

＼ ご相談はお気軽に！ ／

TEL 0186-49-6580

〒017-0876 秋田県大館市餅田字前田10-1

FAX 0186-49-6646  info@towa-construction.co.jp

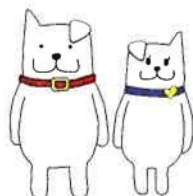
ホームページこちらから

藤和建設株式会社

検索



大館市 空き家の手引き



令和8年6月発行

発行／制作

株式会社サイネックス 東京本部
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3
TEL.03-3265-6541(代表)

広告販売

株式会社サイネックス 青森支店
〒030-0802 青森県青森市本町1丁目2番15号
TEL.017-775-3623

※掲載している広告は、令和8年5月現在の情報です。

無断で複写、転載することはご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

もくじ

「空き家」を放置していませんか？	2
空き家について考えてみましょう！	4
我が家の将来を考えよう	6
空き家を所有することになったら	7
空き家を管理する場合には	8
空き家を管理できない場合には	10
売却のこと	12
賃貸のこと	13
解体のこと	14
空き家等に関する補助事業	15
空き家バンク	16

〈 広 告 〉

IWASAWA KENZAI 物流・ライフラインのプロ集団

個人宅からアパート・大型駐車場まで除雪予約受付中!!

お見積りいたしますのでお気軽にお問い合わせ下さい!!

大型ダンプ運転手・除雪オペレーター 随時募集中

やる気のある方は下記連絡先までお気軽にお問い合わせ下さい

有限会社 岩澤建材

本 社 〒017-0803 秋田県大館市東台1丁目5-17

TEL 0186-42-3496

営業所 〒017-0804 秋田県大館市柄沢字大沢山5-36

FAX 0186-42-4086

HPは
こちらから





「空き家」を放置していませんか？



空き家とは

継続して居住や使用のない住居やその他の使用もなされていない建物や敷地のこと

空き家放置のリスク

大館市では、平成27年に国が施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法」を契機に、「大館市空家等対策計画」を定め、所有者・管理者への指導などの取り組みを進めています。



隣地・道路への
樹木の越境
通行の妨げ

土台や柱の
腐食や亀裂
倒壊・崩落の危険

屋根や外壁の
劣化やズレ
落下・飛散事故の恐れ

窓ガラスの破損や
扉の損傷
不法侵入・不法滞在

雑草の繁茂や
落ち葉の飛散
害虫・害獣の繁殖

ごみや可燃物の
放置・散乱
不法投棄・放火のリスク

詳細は
右ページ
➡

空き家を放置していると、

固定資産税の軽減措置の対象外になる!?

空き家を適切に管理していないと自治体から勧告を受け、固定資産税における住宅用地特例から除外されます。

また、法改正により勧告対象が拡大しています。

〈広告〉

空き家の
管理責任は
**所有者に
あるよ!**

一限りある資源を大切にー

家庭ごみ

事業系ゴミ収集(可燃、不燃)

粗大

廃家電

鉄屑

紙類

非鉄 (アルミ、ステン
銅・買い取り)

株式会社 近江商店

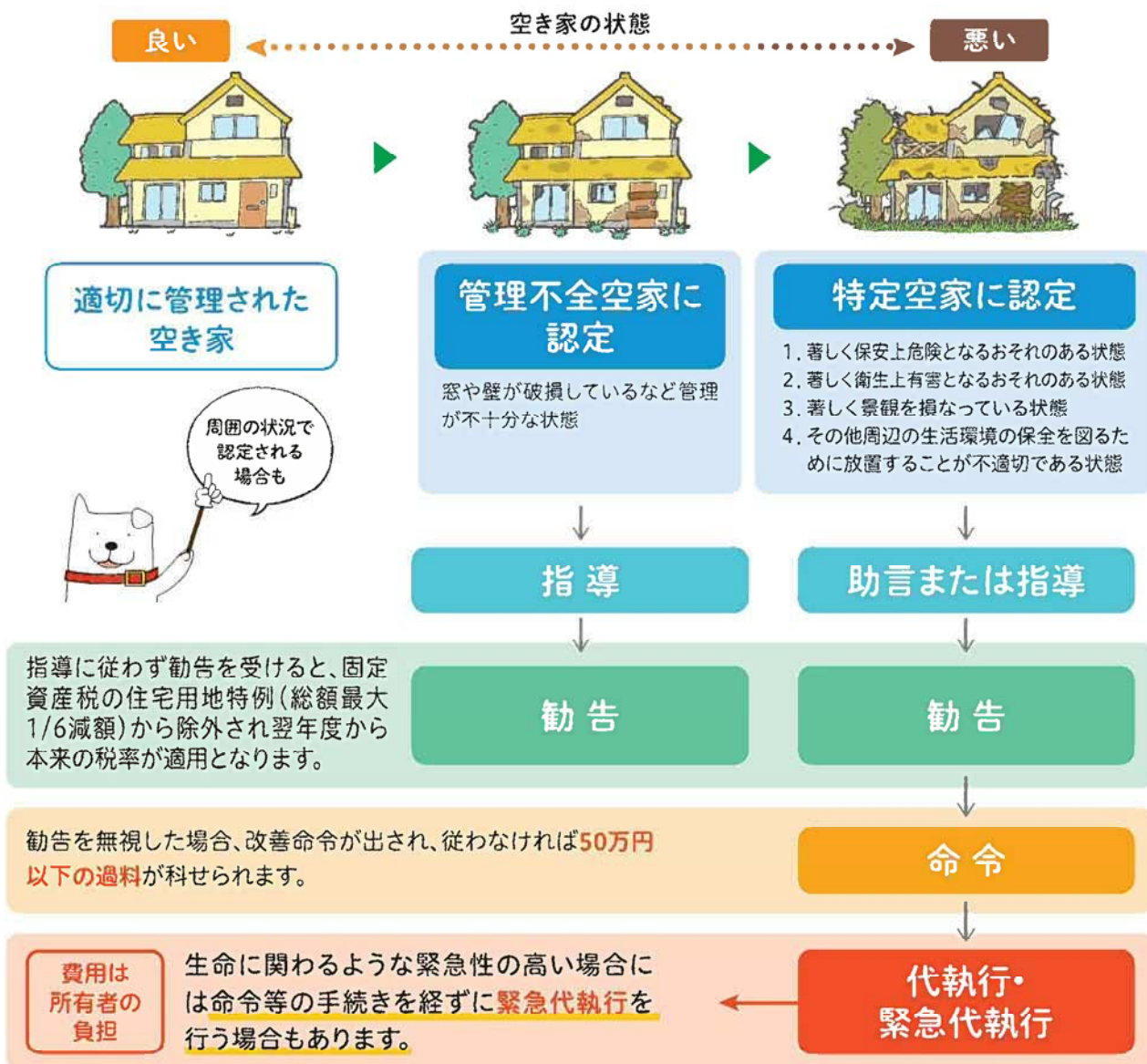
◆営業時間 8:00~17:00

◆定休日 土、日

大館市水門町7-38 TEL:0186-42-7360 FAX:0186-42-7362

空き家を放置し続けると…

空き家の状態の確認



〈 広 告 〉

地域の明るい未来へ

M 有限会社 三浦建設

秋田県知事許可(特-6)第9277号
TEL.0186-55-2528
FAX.0186-55-2540

有限会社 三浦運輸

一般貨物自動車運送事業 東自貨 第266号
TEL.0186-55-2612
FAX.0186-55-2540

代表取締役 三浦 敬治

〒018-5744 大館市比内町八木橋字中岱 56-3

解体工事一式 ● 土木工事一式 ● 舗装工事一式 ● 盛土造成工事一式 ● 碎石・砂・合材・その他運搬・販売

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

私たちは持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています

笑顔で楽しく仕事出来る仲間を大募集

従業員大募集中

詳しくはお問い合わせ下さい。



空き家について考えてみましょう!



空き家管理・活用実践フロー

知りたいことは
何ですか?



我が家の
将来について
考えましょう!

P6
参照

次世代への
引き継ぎについて事前に
考えましょう!

遺言書を残すなど、誰に家を
引き継いでもらいたいかなど
を明確にしておくことで、残さ
れた家族が悩んだり、争うこと
がないように準備することが
重要です。

空き家を
所有すること
になりました

P7
参照

空き家の
所有者には管理責任が
あります!

空き家を放置し続けると倒
壊、火災等の危険性や防犯、衛
生上の課題も生じます。
空き家の所有者には法的に
も管理責任があります。

空き家の
使い方を
考えましょう!

P7・10・11
参照

家財処分、
相続等について
知りましょう!

空き家の使い方を決めるに
あたっては家財の処分や相続
手続き等の理解を深めることが
重要です。また売却や賃貸の可
能性がある場合には、事前に相
談する不動産や空き家バンクに
ついて調査しましょう。

〈 広 告 〉



売却

維持するのが大変なので
売却したい



買取

買取してほしい



建替

新しく建て替えたい



リノベ

快適に住みやすく
きれいにしたい



活用

空き家を活用して
何かをはじめたい

家のことなら何でもお気軽にご相談下さい

宅建業免許番号
秋田県知事(2)第2273号

三浦木材株式会社

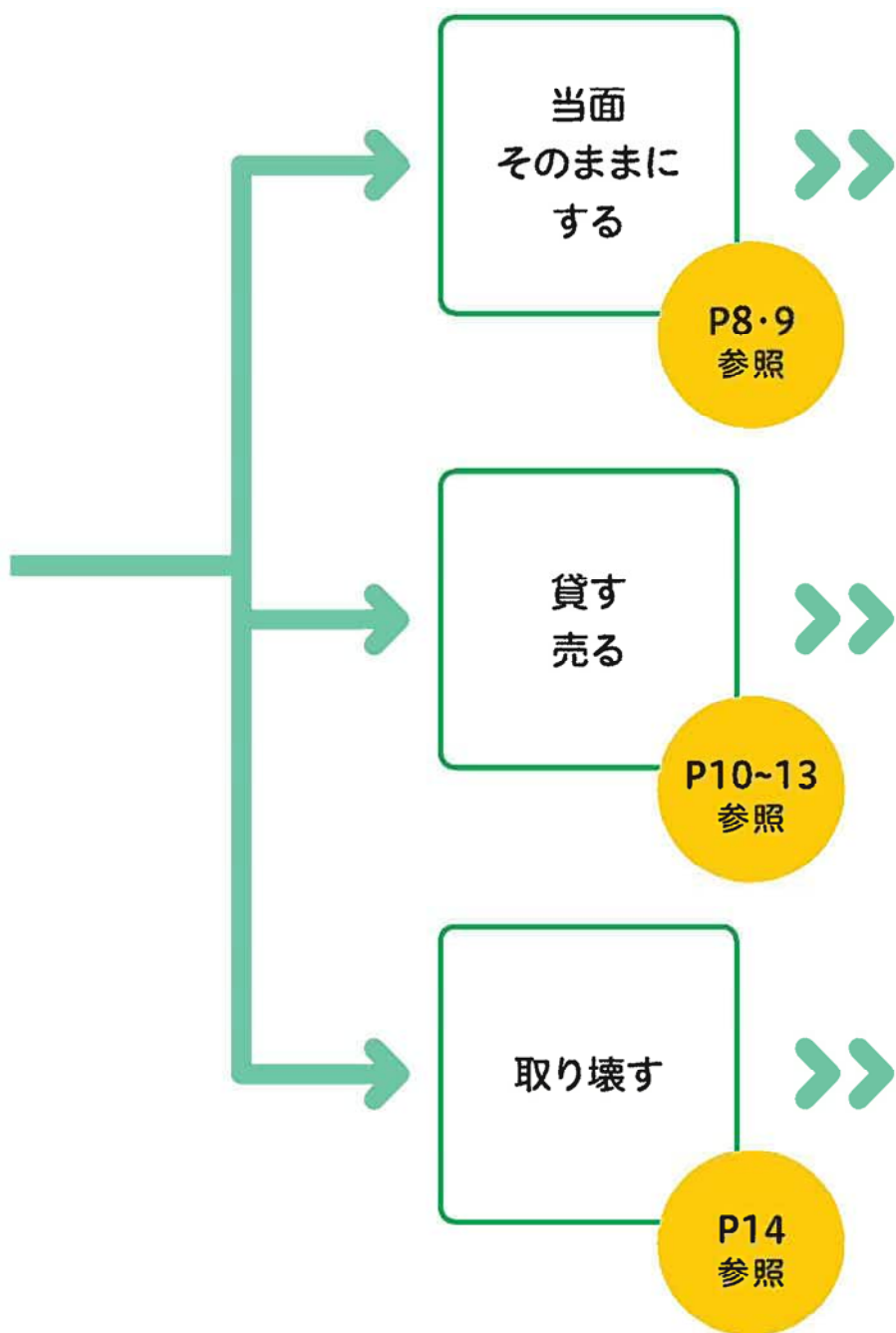
〒017-0031 大館市上代野字上代野5-1

TEL 0186-48-5811

FAX 0186-48-5814

ホームページは
こちらから▶▶▶





適切な管理を！

当面はそのままにする場合でも、いずれは活用する(自分で住む、賃貸・売却する等)とくのために、適切な管理が必要です。



有効に活用しましょう！

空き家バンク又は不動産業者を利用し、空き家の活用を考えましょう。併せて、改修や契約について考えることが重要です。



壊すことも管理の一つ！

倒壊の危険性の高い老朽化した空き家や管理が困難な空き家に対しては、取り壊しもご検討ください。



〈 広 告 〉

地域の皆さまとともに...

塗装・吹付・防水工事

株式会社 **協働塗装**

TEL 0186-42-5506
FAX 0186-49-7009

秋田県大館市柄沢字柄沢26番地

LIXIL
リフォーム
ネット

水廻りの快適リフォーム専門店

有限会社 **木次谷設備**

本社：大館市葛原字屋布後 66-1
☎52-3126 FAX52-3226
E-mail: kijiya@mte.biglobe.ne.jp



我が家の将来を考えよう



どのように次世代に引き継ぐか考えよう。



— 現在の登記を確認しよう。

土地や建物の所有権に関しては、不動産登記の義務付けがなかったため、従前所有者の名義のままになっていることがあります。

所有権を証明できなければ、次世代への適切な相続や活用ができなくなります。不動産登記の名義を確認し、現在の所有者になっているか確認しましょう。



— 相続人全員で話し合いをしよう(遺産分割協議)。

それぞれの相続人には法定相続分があります。遺産分割協議をしない場合、相続人の持分割合により相続登記を行います。遺産分割協議をすることにより、特定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の同意が無ければ無効となりますので注意が必要です。

なお、話し合いがまとまらない場合、家庭裁判所にて遺産分割調停により解決を図る方法もあります。



— 困ったときは専門家に相談しよう。

不動産登記の確認や相続税の計算、相続人の権利関係、遺言書の作成に関しては、専門的な知見が必要です。それぞれの悩みに応じて、法務局、税理士、弁護士、司法書士などの専門家に相談しましょう。

空き家に関する相談窓口

空き家に関する
相談への対応

空き家に関する相談は、「利活用」と「適切な管理」に対応します。

特に、空き家の利活用の観点から、売買、賃貸の相談を受ける体制を構築し、空き家バンクへの登録を促します。

また、管理不全の空き家の相談内容は多岐にわたることから、庁内の関係課と連携し、対応します。

相談窓口

総務部危機管理課危機管理係 **TEL.0186-43-7100**

〈 広 告 〉



建築板金工事 Himmeldach 空にかかる屋根

株式会社 ヒンメルダツハ

〈 屋根・壁工事の専門業者です〉

葺き替え・雨漏り・雨どい修理

〒017-0043 大館市有浦1丁目1-10

TEL 0186-99-0484 FAX 0186-99-2064

E-mail himmeldach@ymail.ne.jp



HIMMEL001

Instagramは
こちらから

新入社員の「ごきう」です。



よろしく
お願いします



空き家を所有することになったら



相続登記をしよう

親族の死亡等により空き家を相続した場合は、相続人への名義の変更(相続登記)を行いましょう。相続登記がされず、前所有者(故人等)の名義のままになっていると売買などの支障となります。きちんと相続登記を済ませておきましょう。

PROCESS 01 必要な情報を収集しよう。

法務局 にて	空き家の名義人を調べるための登記事項証明書を取得
各市町村 にて	固定資産全部証明書・名寄帳等を取得
各市町村 にて	相続人確定のための 戸籍証明書 を取得

PROCESS 02 相続人全員で話し合いましょう。

遺産分割協議をすることにより、特定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の同意がなければ無効となりますので注意が必要です。遺言書などにより相続する人が決まっている場合は、協議は不要です。



遺産分割協議

PROCESS 03 申請書、添付書類を用意の上、法務局へ登記申請をしよう。

ご自身で相続登記をすることが難しい場合、登記の専門家である司法書士に依頼することもできます。

PROCESS 04 法務局の審査を経て、問題がなければ相続登記が完了します。

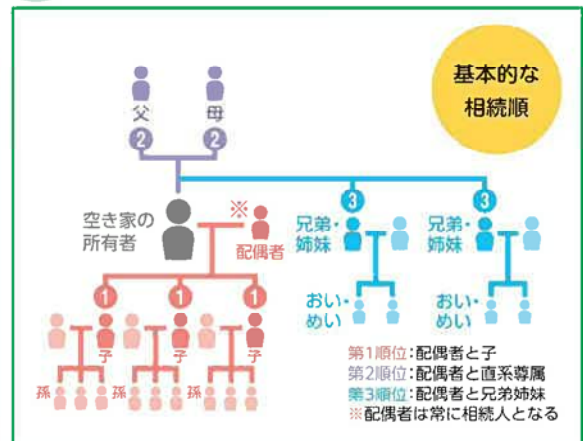
戸籍証明書の請求が便利になりました。

最寄りの市区町村の窓口で戸籍証明書等が請求できます。

- 本籍地のある遠方に行かなくてもOK!
- 必要な戸籍の本籍地が全国各地に分かれていても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求可能!



法務省広域
交付案内



〈 告 白 〉

相続した「空き家」を売却するには
相続登記が必要になります。

不動産登記(相続・売買)

お気軽にご相談ください。

司法書士
柳沢吉夫事務所

大館市字裏町17番地

☎0186-57-8311





空き家を管理する場合には



近隣に迷惑をかけないようにしよう

① 空き家は定期的な点検と管理が大切です！

人が出入りをし、適切に管理することで建物の老朽化の抑制につながります。具体的には定期的な通風、換気、通水、掃除を行うことで老朽化の進行を抑制することができます。

次の作業項目を参考に、月1回程度の頻度でできるだけこまめに取り組むようにしましょう。

また、大雨や台風、地震のあとは、建物に被害がないか必ず点検しましょう。



② 自分でできる管理方法

	作業項目	作業内容	注意点
内部	通風・換気(60分程度)	☒ すべての窓・収納扉(押入れ・クローゼット)の開放 ☒ 換気扇の運転	建物を傷めないためには、できるだけ頻繁に行いましょう
	通水(3分程度)	☒ 各蛇口の通水 ☒ 各排水口に水を流す(防臭、防虫のため)	
	掃除	☒ 室内の簡単な清掃	
外部	郵便物整理	☒ ポスト、玄関に投函された郵便物・配布物の整理	ご近所の迷惑にならないよう念入りに行いましょう
	敷地内清掃	☒ 敷地内の落ち葉やごみの清掃	
	草取り 庭木の剪定	☒ 草取り、越境している枝やツルの剪定 ☒ 庭木の剪定、消毒	
点検	雨漏りの有無	☒ すべての部屋に雨漏りがないか	大雨や台風、地震のあとは必ず点検を行いましょう
	建物の傷み	☒ 建物に傷んでいるところはないか	
	設備の傷み	☒ 水漏れなどがないか	

〈広告〉

大館市・北秋田市上下水道工事指定店

株式会社

AJ 浅利住設

〒017-0046
大館市清水5丁目8-15

TEL (0186) 43-1550
FAX (0186) 43-1553

空き家の傷み具合チェックシート



定期的に
点検
しましょう

外部まわり



☑ 屋根

- 屋根材の異状
(ズレ、割れ、さび、苔、ハガレ)



☑ 外壁

- 外壁の異状(汚れ、色あせ、さび、苔、ハガレ、ヒビ)
- 鉄筋の露出



☑ 軒裏

- 軒裏部分の異状
(シミ、汚れ、浮き、苔、ハガレ)
- 鉄筋の露出



☑ 擁壁

- 水抜き穴の詰まりの有無
- ひび割れの有無
- 目地の開きの有無



☑ 雨とい

- 水濡れ、ハズレ、ヒビ、割れ



☑ 塀

- 塀の異状
(汚れ、傾き、崩れ)



☑ 窓・出入口ドア

- ガラス、建付けの異状
(割れ、ヒビ、開閉の不具合、傾き、施錠の不具合)



☑ 家まわり

- 樹木、雑草の繁茂
- 害虫、害獣の発生



☑ バルコニー

- 床材、手すりの異状
(破れ、虫食い、腐朽、反り、たわみ、さび、ぐらつき)



☑ 土台・基礎

- 基礎、土台の異状
(ヒビ、割れ、傾き、腐朽、虫食い、蟻道)

内部・設備



☑ 天井

- 天井材の異状
(ハガレ、たわみ、浮き、シミ、カビ)



☑ 壁

- 壁材の異状
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ)



☑ 床

- 床材の異状
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ、傾き)



☑ 室内ドア・障子

- 建付けの異状
(開閉の不具合、傾き)



☑ 設備

- 給水、排水の不具合
(赤水、詰まり、臭い、水漏れ)

〈 広 告 〉



創業70年あまり、伝統の灯りでこれからも。
ご相談ください、有る知恵絞り出します。

有限会社 寺田電気工事

代表取締役 寺田 誠



HPIはこちらから！

大館市岩瀬字下軽石野3-27

TEL (0186)54-2260
FAX (0186)54-2637



空き家を管理できない場合には



空き家の売却、賃貸、解体を検討しよう。

今後使用する予定が無く、空き家の維持管理ができない場合、売却、賃貸、解体などを検討する必要があります。
特に老朽化が進んだ建物は、修繕や改修に要する費用が大きくなりますので、以下を参考に早めに売却や賃貸などを検討しましょう。



売却・賃貸の準備

家財道具や残置物の整理、処分をしよう。

空き家の売却、賃貸、解体などをお考えの場合、空き家の中にある家財や荷物を整理することが必要です。

早い段階から整理を進めることにより、その後の活用を円滑に進めることができます。

なお、遺品や仏壇などがあり、自力で処分することが困難な方は、民間の家財整理専門業者や仏具店等を活用するのも一つの方法です。



売却・賃貸の検討

不動産業者に相談しよう。

空き家に関する相談窓口 P6参照

→ 売却

不動産業者との媒介契約により仲介を依頼するのが一般的です。また、業者が買取り、リフォーム後に販売する買取再販も多くなっています。事業者によって価格が異なることも多いので、複数の不動産業者に査定してもらいましょう。

→ 賃貸

空き家は、リフォームしてから賃貸するのが一般的です。

また、近年、借り手が自由にリフォームすることを許容して賃貸するケースもでてきています。

方法によって、それぞれメリット・デメリットがありますので、地元の不動産業者に相談しましょう。



売却・賃貸が困難な場合

解体を検討しよう。

空き家に関する相談窓口 P6参照

売却・賃貸が困難な空き家については、解体をして駐車場などとして「土地」を活かすといった方法もあります。

土地活用の可能性は、土地の周辺状況などによって異なります。解体を行う前に建築士や不動産業者へ相談しましょう。



空き家や空き地を譲渡した場合の税制優遇

① 空き家の譲渡所得の3,000万円控除

空き家を相続してから3年後の年末までに売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から3,000万円が控除されます。

※税務署で控除の申告をする前に、「被相続人居住用家屋等確認書」の申請が必要です。

申請の窓口は、市役所の危機管理課になります。

② 低未利用土地等の譲渡所得の100万円控除

空き家や空き地、空き店舗などの属する土地で500万円を超えない範囲の価格で売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から100万円が控除されます。

※税務署で控除の申告をする前に、「低未利用土地等確認書」の申請が必要です。

申請の窓口は、市役所の都市計画課になります。

空き家に関する相談窓口 P6参照

〈 広 告 〉

解体工事一式
土木・造成工事一式
足場工事
除排雪・屋根雪下ろし
産業廃棄物収集運搬
砕石・砂販売

産業廃棄物収集運搬業許可 秋田県知事第 00501187985 号
 建設業許可 秋田県知事 (般-7) 第 82063 号

解体は、解体のプロにおまかせください!

お見積
無料

大館市字小釈迦内道下 121-2

株式会社 田村総業

ご相談は お気軽に ☎ 0186-59-6305

① 売却・賃貸のヒント

どこの不動産業者に相談すれば
よいかわからない場合には？
空き家周辺の地元不動産業者に相談し
てみては…



借地で空き家が売却できない
場合には？
借地契約を延長して賃貸を検討し
てみては…

売却するのに費用負担が難しい
場合には？
解体費や測量費などを含む売却を不動
産業者に相談してみては…

狭小土地や接道
不良土地で売却が
難しい場合には？
隣の家に買ってもら
えないか提案してみ
ては…

古くて貸せるか悩んでいる場合
には？
固定資産税相当分の家賃で賃貸でき
ないか不動産業者に相談してみては…

売り出したいが、家に欠陥が
あってトラブルにならないか？
建物状況調査(インスペクション)をし
てみては…



耐震改修済み、リフォーム済み
をアピールする場合には？
建物状況調査を実施し、安心R住宅※
として売却を検討してみては…

※「安心R住宅」とは、これまでの既存住宅(中古住宅)のマイナスイメージを払拭
するため一定の条件を満たした住宅の広告に、国が商標登録したロゴマーク
を付けて、物件選別に役立つ情報を消費者の皆さまへ分かりやすく提供する
仕組みです。

CHECK

相続土地国庫帰属制度について

土地利用ニーズの低下等により、土地を相続したものの、土地を手放したいと考える方が増加しています。また、相続を契機として、土地を望まず取得した所有者の負担感が増しており、管理の不全化を招いています。

所有者不明土地の発生を抑えるため、相続や遺贈により土地の所有権を取得した方が、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度が創設されました。

詳しくは法務省ホームページでご確認ください。

申請・問い合わせ先:秋田地方法務局 登記部門 TEL:018-862-6531



法務省

〈 告 告 〉



有限会社
安部工務店

「人にやさしいまごころ住宅」

お客様にとっての夢である住宅を一棟一棟大切に
心から満足していただける住まいを

〒017-0876 大館市餅田2-5-11 TEL:0186-42-3318 FAX:0186-49-3984



ODATE CLASSMATE

大館暮らすメイト



建築工事一式

秋田県知事許可(股-4)
第11770号

一級建築士事務所

知事登録 第25-10A-0009号

宅地建物取引業

公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会会員
秋田県知事免許(4)第1998号

住宅保証機構(株)

事業者届出番号 10024835



ホームページ



Instagram



売却のこと



メリット

- ・維持管理にかかる手間とお金が不要
- ・一時的にまとまったお金が得られる
- ・現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・経年劣化による将来下落するリスクの回避

デメリット

- ・思い入れがある建物が失われる
- ・希望価格で売れない可能性
- ・境界確認など手間や経費が掛かる可能性

💡 専門家が一緒に考えます(相談から売却までの流れのイメージ)



〈広告〉

売買不動産募集!!

秋田県宅地建物取引業協会 秋田県知事(8)第1457号



建設業・一般建築士事務所・賃貸不動産管理業・不動産コンサルティング

株式会社イトウビルド

ITO BUILD 〒017-0884 秋田県大館市宇土飛山下26-1 (市宮田町球場向い)

TEL 0186-42-4545 FAX 0186-42-8585
<https://www.itobuild.co.jp>

相談 → 無料査定 → 仲介

- 相続した宅地や建物を処分したい
- 不要な空き家、空き地を売りたい
- 建物を空き家バンクに登録したい
- アパートや貸家などを手放したい



賃貸のこと



メリット

- ・家賃収入が得られる
- ・建物(資産)を持ち続けられる
- ・担保にできるため融資が受けられる
- ・換気や通水などの管理が不要になる

デメリット

- ・入居者がいない場合には収入が得られない
- ・入居者とトラブル(家賃滞納等)のリスク
- ・リフォームする場合には経費が掛かる

① 相談から賃貸までの流れのイメージ

01 不動産業者に相談

物件の調査も行います



02 物件調査 (リフォームをする場合)

- ・建築士等が賃貸予定物件を調査し、リフォーム計画を行う
- ・計画が決まれば、見積書を作成

※リフォームを行わない場合は04へ



03 リフォーム

見積書を確認し建築士等にリフォームの依頼



04 媒介契約の締結

不動産業者に賃貸の仲介を依頼します



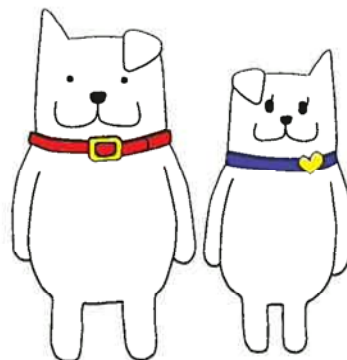
05 賃貸契約の締結

不動産業者の仲介により入居者と契約



06 賃貸開始

所有者が、建物と入居者を管理するのか? 不動産業者に依頼するのか? 相談してください





解体のこと



メリット

- ・土地を売却しやすくなる
- ・土地を売却し現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・維持管理にかかる手間とお金が不要

デメリット

- ・解体経費が必要となる
- ・固定資産税の軽減措置が適用されなくなる
- ・解体した土地に再建築できない場合がある

① 相談から解体までの流れのイメージ

解体経費の見積りは、費用や内容が適正かどうかの確認のため、複数業者に依頼しましょう。
解体後の土地利用も一緒に考えます。

複数業者に！



01 解体業者に相談

見積り依頼を行います



所有者

建築士等

02 物件調査

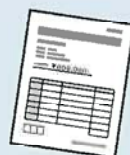
建築士等が現地調査します



建築士等

03 見積り

調査結果に基づき、見積書を作成します



04 解体工事契約の締結

見積金額や内容を確認し、**建築士等**と契約します



建築士等

05 工事準備

施工計画や近隣対策などを行います



建築士等

06 建物内残存物の整理や処分

電気、ガス等の業者連絡。衣類や家具などの移動や処分



所有者

07 近隣への挨拶

騒音や振動等が伴う工事なので、ご近所に挨拶されるとよいでしょう(**解体業者**が代行する場合もあります)

08 解体

工事完了。現地確認し、工事代金を支払います

解体した建物は、滅失登記をしましょう

〈 広 告 〉

土木工事一式・舗装工事

■土木工事 ■舗装工事 ■とび・土工・コンクリート工事 ■解体工事 ■産業廃棄物収集運搬 ■除排雪

秋田県知事許可 第81618号 産業廃棄物収集運搬業許可 第00501193580号

株式会社 **三浦土木興業**

代表取締役
三浦 朗

専務取締役
三浦 智

御見積り **無料**

TEL 0186-54-2370 FAX 0186-57-8090

住所 大館市岩瀬字向赤川23-1

まずはご相談を!



空き家等に関する補助事業



大館市では、家屋の除却やリフォームに対して次の補助事業を実施しています。
補助事業を利用したい、内容を詳しく聞きたいという方は各事業の担当までご連絡ください。

空き家に関する補助金について



解体撤去費補助金

担 当 危機管理課 TEL.0186-43-7100

● 危険空き家等解体撤去費補助

- 補助要件**
- ・特定空き家等に該当する建物 ※3ページ参照
 - ・市内にあり、一年以上使用されていない建物
 - ・個人が保有する(法人所有は不可)居住の用としていた建物

補助金額 補助対象経費の1/2(上限50万円)



● 老朽空き家等解体撤去費補助

- 補助要件**
- ・大館市都市再興基本計画に定める用途地域内、または国道及び県道に接し、一年以上使用されていない建物
 - ・昭和56年5月31日以前に建設された旧耐震基準の建物
 - ・個人が保有する(法人所有は不可)居住の用としていた専用住宅及び併用住宅
 - ・空き家等老朽基準判定で50点以上100点未満の建物



住宅リフォーム支援事業

担 当 建築住宅課 TEL.0186-43-7083

● 大館市在住の方

- 補助要件**
- ・大館市空き家バンクに登録されている住宅を購入し、市内に本社がある事業者と契約し30万円以上の工事を行い、完了時までに対象物件へ住所変更を行うかた

補助金額 工事費の10%(上限30万円)

● 市外から転入する方

- 補助要件**
- ・大館市空き家バンクに登録されている住宅を購入し、市内に本社がある事業者と契約し30万円以上の工事を行い、完了時までに対象物件へ住所変更を行うかた

補助金額 工事費の20%(上限50万円)

※市外から転入する方で、空き家バンクに登録されていない住宅の場合、工事費の15%(上限40万円)



〈 広 告 〉



誠意と技術で創る

株式会社 いとだ設備サービス

工事品目 ◇ 電気工事 ◇ 給排水衛生工事 ◇ 空調設備 ◇ 住宅リフォーム工事等

〒017-0871 大館市片山字浮島93-1

Tel:0186-49-2612 Fax:0186-49-2417



空き家バンク



住まなくなった家を空き家バンクに登録しませんか？

大館市は市内の不動産事業者等と協力し、空き家バンク制度を運用しています。空き家の賃貸や売買を希望する所有者からの申請を受け、市内だけでなく全国の空き家利用希望者へ物件情報を紹介する制度です。制度の詳細については、大館市のホームページをご覧ください。お問い合わせ先までお尋ねください。

空き家バンク制度紹介ページ

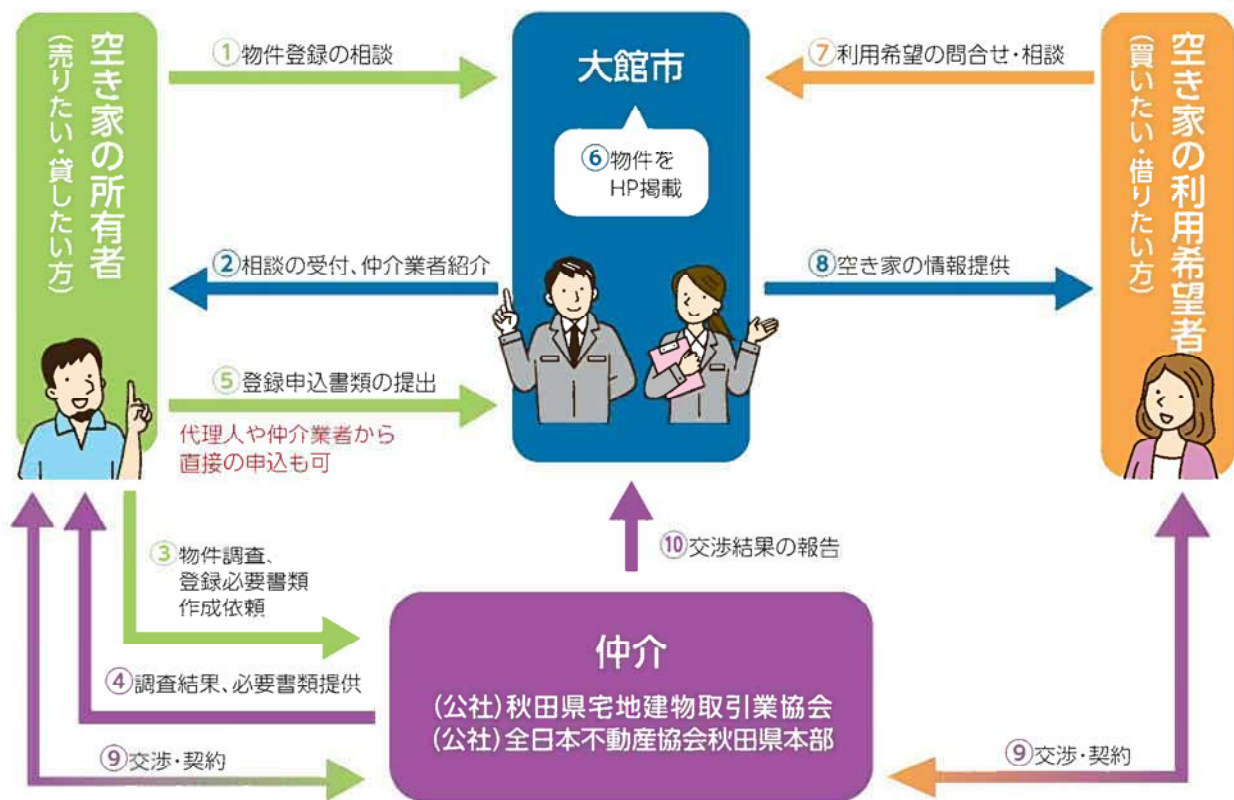
<https://www.city.odate.lg.jp/kurashi/akiya>

空き家バンクに関する問合せ先

大館市役所 交流推進課 TEL:0186-43-7149



大館市空き家バンク制度フロー図



〈 広 告 〉

地域の未来を創る

- 土木工事
- 外構工事
- 解体工事
- 除雪・排雪作業

その他お困りごとがあれば何でも相談ください

有限会社 輝和

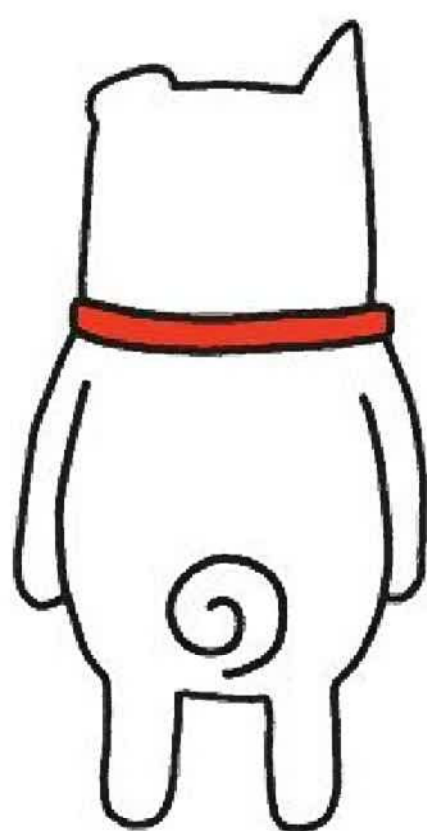
〒017-0868 大館市南神町11-9
秋田県知事許可 第81756号
TEL.0186-57-8988
FAX.0186-57-8992

大正2年に創業以来、大館市とともに歩んでいる会社です。土木工事、舗装工事、建築工事など、建設業全般を行っています。

大

株式会社 笹谷建設

〒017-0864 大館市根下戸新町5-1
TEL 0186-42-2788



転勤・相続・長期療養など

空き家・留守宅で
お困りの方



空き家管理はもちろん
売却・賃貸・リフォームなど
あらゆるお悩みを解決いたします!!

人が住まなくなった家は劣化が進みます。
資産価値維持のためにも、定期的に管理していくことが大切です。

相続した実家が空き家になっているけど、遠くて通えない・・・
定期的に換気や通水などのお手入れを頼めたらいいな・・・
そんなことを思ったことはございませんか？

どんな物件でもお気軽にご相談ください。

ご相談
お申込み

TEL 0186-59-4701

日本空き家サポート提携 空き家サポーター



株式会社

不動産売買・
賃貸・管理

リブエス

詳細は
WEBへ
アクセス



営業時間：9:00～17:30

定休日 / 水曜日・祝日

FAX 0186-59-4702

大館市中道一丁目4番18号

<https://www.liv-estate.jp/>

E-mail: liv-estate@liv-estate.com

